

障支第30号

令和3年4月7日

指定一般相談支援事業所の管理者様

埼玉県福祉部障害者支援課長 黛 昭則

(公印省略)

令和3年度「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の提出について（通知）

県の障害者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、御多用のところ恐れ入りますが、該当する事業所におかれましては下記のとおり御提出くださいますようお願いいたします。

記

1 提出が必要な事業所

令和3年4月または5月から体制等状況（加算又は減算の内容）に変更がある事業所

※従前から変更がない事業所は提出不要です。

2 提出書類

下記ホームページに掲載してあります。

《ホームページ掲載場所》

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/soudann.html>

埼玉県ホームページ > 健康・福祉 > 障害者福祉 > 障害者福祉施設 > 事業者指定の手続き（一般相談支援） > 令和3年度の体制届について

3 提出方法 郵送

〒330-9301（住所省略可）埼玉県 福祉部 障害者支援課 地域生活支援担当 宛

（封筒に「R3一般相談体制届在中」と赤字で記載してください。）

4 提出期限

令和3年4月15日（木）必着

5 留意事項

(1) 副本について

副本の返送は行いません。お手元に必ず控えをお取りいただき、発送日を記載して事業所で保管してください。副本や返信用封筒を同封いただいた場合にも、当課から

返送は行いませんので御了承ください。

(2) 体制等に関する届出内容の変更について

6月以降、加算を新たに算定(変更を含む)する場合は、前月15日(必着)までに必要書類を提出してください。提出した月の翌月サービス提供分から算定されます。

(3) 請求前のホームページの確認について

毎月30日頃に、県ホームページを更新しています。(体制届出書を反映したもの)については、必ず内容を御確認いただきますとともに、届出内容と異なる場合は、「体制届の確認結果について(参考様式)」(ホームページ掲載)により、担当あてにファクシミリで報告してください。

【体制状況の掲載箇所】

指定施設・事業所一覧

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s107/>

担 当 地域生活支援担当

TEL 048-830-3317

FAX 048-830-4783